2 特別加入手続き

（1） 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者として加入する場合の手続き

特別加入団体として承認されている団体（ＪＡ、県中央会等）に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くのＪＡ・県中央会が特別加入団体になっていない場合もありますので、まずは都道府県労働局または労働基準監督署にご確認ください。

加入手続きは、加入者の氏名、作業の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入した届出書を**特別加入団体**が所轄の**労働基準監督署長**（以下「監督署長」といいます。）を経由して**都道府県労働局長**（以下「労働局長」といいます。）に提出する必要があります。給付基礎日額については、5ページの４を参考にしてください。

また、(1)において新たに特別加入を希望する方については、特別加入団体において、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付きでない場合には、２点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えさせていただくため、あらかじめご準備をお願いします。

すでに特別加入している方で氏名や作業内容などに変更が生じた場合には、**変更届**を、**特別加入団体**から、**監督署長**を経由して**労働局長**に提出する必要があります。

（2） 中小事業主等として加入する場合の手続き

農業者の方が中小事業主等として特別加入するためには、
① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
の2つの要件を満たすことが必要です。

提出するもの：　特別加入申請書（中小事業主等）
提出先　　：　監督署長を経由して労働局長

<加入の範囲>
原則：事業主本人のほか家族従事者など、労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。
例外：病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます。

申請手続を行う際は、加入者の氏名、業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを「特別加入申請書」に記入し、**労働保険事務組合**を通じて**監督署長**を経由して**労働局長**の承認を得ることが必要になります。（給付基礎日額については、５ページの４を参考にしてください）

すでに特別加入を承認されている方で氏名や業務内容などに変更が生じた場合には、**労働保険事務組合**から「**特別加入に関する変更届**」を**監督署長**を経由して**労働局長**に提出する必要があります。

加入日、変更日は、所轄の労働基準監督署に書類を提出した翌日以降30日以内の、希望する日となります。